

**新潟県公安委員会規則第3号**

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を 含む。）	巡 査	小 計		
警 察 本 部	70	123	742	201	1,136	442	1,578
警 察 学 校	1	2	16		19	3	22
警 察 署	60	157	1,646	975	2,838	144	2,982
初 任 科 生				132	132		132
合 計	131	282	2,404	1,308	4,125	589	4,714

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。